

# 簡易耐震診断推進事業 補助要件簡易チェックシート

## 補助要件

- 小野市内の住宅であること
- 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて着工された住宅であること（建築時期に建築確認が不要であった住宅についてはこの限りでない）
- 延べ面積の過半を超える部分が居住の用に供されている住宅であること（兼用住宅や併用住宅の場合、延べ面積の半分以上が住宅であること）
- 建築基準法に適合している住宅であること
- 過去に市の補助を受けて耐震診断をしていない住宅であること
- 枠組壁工法・丸太組工法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定に基づく認定工法で建築された住宅でないこと